

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和4年4月28日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称
守口市河原町1番
トークティ守口
- 2 法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定による公告をした日
令和3年12月13日（令和3年大阪府告示第1735号）
- 3 守口市の意見の概要
廃棄物の減量化、分別及び適正な処理に努めること。
- 4 意見の縦覧の期間及び場所
 - (1) 縦覧の期間
令和4年4月28日から同年5月30日まで
 - (2) 縦覧の場所
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課
守口市京阪本通二丁目5番5号
守口市市民生活部地域振興課